

第 16 回大船渡市農業委員会総会会議録

大船渡市農業委員会

第 16 回大船渡市農業委員会総会会議録

招集者 大船渡市農業委員会会長 菊地 英浩
会議日時 平成 31 年 1 月 25 日 午後 1 時 30 分開会
会議場所 大船渡市役所：地階大会議室

議事日程第 1 号

日程第 1 会期の決定
日程第 2 書記及び議事録署名人の指名
日程第 3 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
日程第 4 議案第 1 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 5 議案第 2 号 農地法の適用外であることの証明願いについて
日程第 6 議案第 3 号 大船渡農業振興地域整備計画の変更について

本日の会議に付した事件

～議事日程第 1 号に同じ～

出席委員（農業委員 9 名）

議長	菊地 英浩君	1 番	金野たか子君
2 番	鈴木 力男君	3 番	古内 嘉博君
4 番	中村 亨 君	5 番	廣澤 恵美君
6 番	細谷 知成君	7 番	藤原 重信君
8 番	欠 員	9 番	熊谷 玲子君

（農地最適化推進委員 10 名）

大船渡地域	佐藤 優子君	立根地域	今野八重子君
末崎地域	村上 優司君	末崎地域	尾形 正男君
赤崎地域	浅野 幸喜君	猪川地域	鈴木 和雄君
日頃市地域	木村マリ子君	越喜来地域	岡澤 成治君
綾里地域	畑中 圭吾君	吉浜地域	菊地 久寿君

遅刻者（0 名）

早退者（0 名）

欠席者（0 名）

事務局出席者

局 長	千葉 讓 君	局長補佐	細谷 真実君
主 事	山崎 大地君		

地方自治法第 条の規定によりここに署名する

大船渡市農業委員会会長

署名委員

署名委員

午後 1 時 30 分開会

○議長（菊地英浩君）本日はご出席いただきましてありがとうございます。定刻前ではございますが、全員揃いましたので、これより第 16 回大船渡市農業委員会総会を開催いたします。

それでは開会にあたりまして一言あいさつ申し上げます。新年明けましておめでとうございます。本年も 1 年間よろしく願いいたします。今年も正月早々、テレビで騒いでおりましたけれども、新しくなった市場の初競で 278kg の大間のマグロが今までの最高値のため、3 億 3,360 万の値がついていました。私たちには関係ありませんけれども、何か景気のいい話を聞くと嬉しくなります。

さて、農業委員会の業務は総会の案件、その他報告、農地パトロールや各種行事への参加の業務に、新たに農用地の最適化のための取り組み方、今年から農地の地権者全戸に対しての意向を調査することが加わることで、忙しくなっております。どうしても農閑期での研修会が多くなりますけれども、農用地利用最適化推進三陸班は総会終了後、農林課大友係長、また柏崎コーディネーターに出席いただきまして、渡邊推進委員が農地中間管理機構から借りて作付けしていた水田について検討会を行います。2 月 6 日は、局長からもこの後報告しますけれども、2 月 6 日は住田町において農業振興協議会研修会及び気仙地方農政連絡会農業委員会研修会が、また 13、14 は女性農業委員、推進委員研修会が行われます。

全国的にインフルエンザが流行しております。体調管理には十分気をつけて取り組んでいきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（菊地英浩君）本日出席の農業委員は 9 名、推進委員は 10 名であります。

次にこれまでの経過と今後の日程について、千葉事務局長から報告をお願いします。

○事務局長（千葉譲君）それではお手元の資料によりまして行事等の経過報告と開催予定を申し上げます。初めに先月 12 月 21 日開催の第 15 回総会以降の経過報告でございます。平成 31 年の仕事始めの 1 月 4 日には新年交賀会、13 日には成人式が開催されまして、ともに会長が出席しております。1 月 15 日に盛岡市で開催の第 34 回岩手県農業会議常設審議会にも会長が審議委員として出席しております。

次に本日の総会以降の行事予定でございますが、2 月 3 日から 3 月 24 日まで、世界の椿館基石において三陸・大船渡第 22 回つばきまつりが開催されます。2 月 5 日の開催式には会長と職務代理、それから私も出席を予定しております。開催日を含めまして毎週日曜に、土曜もありますけれども、日曜を中心に各種イベントが企画されておりますので、委員の皆様にも多数ご来場くださるようお願いいたします。2 月 6 日には午前中に農地・農政の各専門委員会を市役所で、午後からは大船渡地方農業振興大会、気仙地方農政連絡会委員等研修会が住田町役場で開催されることになっております。研修内容の詳細や会場、出席

の確認等については総会後の事務連絡でお知らせいたしますが、気仙2市1町の農業委員と推進委員が一堂に会する年1回の行事でもありますので、夜の部の懇親会も含めまして1日がかかりとなりますので、日程を調整の上、皆様のご出席をよろしく願いいたします。2月11日には岩手県農業委員会主宰の岩手県農業戦略推進セミナーが開催されます。開催要項をつけておりますが、参加を希望される場合には1月30日までに事務局にご連絡をいただきたいと思います。宿泊費及び交通費については市の予算で予定しておりますけれども、懇親会については参加者の負担となりますので、よろしく願いします。2月13日から14日にかけては盛岡市において、女性農業委員が構成員となっているポラーノの会総会と女性農業委員・推進委員研修会が開催されます。研修内容の詳細や会場、出席の確認等については総会後の事務連絡でお知らせします。女性委員の皆様には多数ご参加くださるようお願いいたします。また、ほぼ同じ日程で農業委員会会長研修会、それから午後には第35回岩手県農業会議常設審議会が開催が予定されており、ともに菊地会長が出席することとしております。最後になりますが、次回の第17回農業委員会総会は2月26日、1階の第1会議室での開催を予定しておりますので、よろしく願いいたします。私からは以上でございます。

○議長（菊地英浩君） 報告事項ではございますが、何かご質問はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） それでは出席委員が定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程第1号により進めることといたします。

○議長（菊地英浩君） 日程第1、会期の決定を行います。お諮りいたします。本総会の会期は本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） ご異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日間と決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第2、書記及び議事録署名人の指名を行います。議事録署名人は農業委員からの指名となりますが、書記及び議事録署名人を議長から指名してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） ご異議なしと認めます。それでは議長から指名いたします。書記には事務局の山崎大地主事、議事録署名人には3番古内嘉博農業委員、6番細谷知成農業委員を指名します。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第3、報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（細谷真実君） 2ページをお開きください。報告第1号農地法第3条の3第

1項の規定による届出があり、これを受理したので、本委員会に報告するものです。

届出件数は2件です。初めに訂正をお願いいたします。2番の一番下、これはですね、震災後、基盤整備されたところでありまして、現況は訂正になります。訂正願います。

それでは改めまして1番、相続による権利の取得。1月8日届出、1月10日受理。2番、相続による権利の取得。12月27日届出、1月4日受理。以上です。

○議長（菊地英浩君） 報告第1号について質疑、意見はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 次に日程第4、議案第1号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（細谷真実君） 3ページをお開きください。議案第1号農地法第4条第1項の規定により許可申請があったので、本委員会の会議に付し可否を決定するものです。

申請件数は1件です。1番、転用目的、施設等、居宅2階建1棟（建築面積93.57㎡）、駐車場2台、通路。転用理由、現自宅が老朽化したため、自宅を新築し、専用通路として利用したい。立地基準については第3種農地に該当し、基準を満たしております。一般基準については金融機関よりの融資証明により確認しております。以上です。

○議長（菊地英浩君） 次に担当地区の推農業員から申請地の現況についての説明をお願いします。議案第1号の1番について6番細谷知成農業委員からお願いします。

○6番（細谷知成君） 6番細谷です。議案第1号の1番につきまして報告いたします。現地調査及び聞き取り調査は1月21日に行いました。現地の状況ですけれども、野菜畑、水稻を作付けしている耕作地であります。周辺の状況ですけれども、申請地の東及び南側は申請人の所有している耕作している水田、北側と西側は申請人の自宅及び庭敷地となっております。申請に至った経緯ですけれども、申請人の自宅には普段は妻と母親が居住しており、申請人は単身赴任で週末のみ帰省する生活をしておりますけれども、今年の4月からは異動となる予定であるため、この機会に自宅を新築し、それに伴い通路も広げたいということであります。現在の自宅は母親が引き続き居住するということであります。周囲への影響ですけれども、申請地の隣接地は申請人の所有する農地及び自宅敷地であるため、周囲への影響はないものと考えられます。報告については以上でございます。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第1号の1番について質疑を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑を終わり直ちに採決いたします。議案第1号の1番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第1号1番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(菊地英浩君) 次に日程第5、議案第2号農地法の適用外であることの証明願いについてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐(細谷真実君) 4ページをお開きください。議案第2号農地法の適用外であることの証明願を別紙のとおり受理したので、本委員会の会議に附し可否を決定するものです。

届出件数は5件で震災関連は2件です。番号、土地、面積、申請人、非農地の事由の順に読み上げます。1番、非農地の事由、昭和50年頃より株式会社へ駐車場として貸している。地目変更の手続きが必要だとわからなかったため。2番、昭和58年に相続した時には既に山林となっていた。農地であることがわからなかった。3番、昭和42年当時より隣接する同所北側に自宅を建築して以来、自宅へ通ずる通路及び住宅敷地の一部として利用されてきており、登記簿地目も農地でないと考えていたため。次のページをお開きください。

4番、平成23年3月11日の東日本大震災により被災し、現在は更地となっている。津波被害により従前の地目での利用が困難なため、現況地目への変更を希望するもの。それぞれは筆界未定地。うち2筆は宅地の地目となっています。本来、筆界未定地の地目変更はできないということですが、この場合、それぞれが筆界未定地ではあるものの、4筆あわせて周囲との境界は確定しているとのことで、地目変更できるということを登記所の方に確認しております。5番、平成23年3月11日の東日本大震災により被災し、現在は更地となっている。津波被害により従前の地目での利用が困難なため、現況地目への変更を希望するもの。1番から3番については始末書を徴しております。以上です。

○議長(菊地英浩君) 次に担当地区の農業委員並びに推進委員から申請地の現況について説明をお願いします。初めに議案第2号1番について大船渡地区赤崎地域浅野幸喜推進委員からお願いします。

○大船渡地区赤崎地域推進委員(浅野幸喜君) 推進委員の浅野です。1番について報告をします。この案件も昨年の農地パトロールで農地以外の目的で使用されていることが確認されたもので、以前に聞き取りなどは済んでいましたけれども、改めて今月の20日に現地の確認と所有者からの聞き取りを行いました。周辺に農地はありません。非農地の事由については議案書に記載のとおりですが、若干補足をしますと、所有者の父親が昭和50年頃に駐車場に転用されていたとのことです。なお農地等以外の状態になってから20年以上経過しており、農地等として復旧することが著しく困難であると認められる土地と思われまます。以上でございます。

○議長(菊地英浩君) それでは議案第2号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菊地英浩君) 以上で質疑を終わり直ちに採決いたします。議案第2号1番について本委員会において願いのとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(菊地英浩君) 挙手全員であります。

よって、議案第2号1番は本委員会において願いのとおり決定いたしました。

○議長(菊地英浩君) 次に議案第2号2番と3番について6番細谷知成農業委員からお願いします。

○6番(細谷知成君) 6番細谷です。議案第2号の2番につきまして1月21日に現地調査及び聞き取り調査を行いましたので報告いたします。現況は高さほどの竹林となっている雑種地であり、平坦地がありますが、しばらく放置され雑草が生い茂っている状態です。周辺の状況ですけれども、申請地の北側は山林、東側は宅地、南側と西側はインターチェンジ敷地となっております。昭和58年に相続した時には既に山林状態になっており、農地であることがわからなかったということでもあります。周辺への影響ですけれども、申請地の大半は北側の山林と一体化している状態で、周辺に農地はないため周囲への影響はないものと思われます。議案第2号の2番については以上でございます。

続きまして議案第2号の3番につきまして1月21日に現地調査及び聞き取り調査を行いましたので報告いたします。申請地は議案第1号の申請地の隣接地となっておりますので、現地の状況及び周辺の状況については省略いたします。申請に至った経緯ですけれども、昭和42年に自宅を新築して以来、農地とはわからずに通路及び庭敷地として利用してきたということがございます。周囲への影響ですけれども、申請地は50年以上、通路及び庭敷地として利用してきており、周囲への影響はないものと思われます。報告については以上でございます。

○議長(菊地英浩君) 次に議案第2号2番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菊地英浩君) 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第2号2番について本委員会において願いのとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(菊地英浩君) 挙手全員であります。

よって、議案第2号2番は本委員会において願いのとおり決定いたしました。

○議長(菊地英浩君) 次に議案第2号3番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菊地英浩君) 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第2号3番について本委員会において願いのとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第2号3番は本委員会において願いのとおり決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第2号4番と5番について4番中村亨農業委員からお願いします。

○4番（中村亨君） 4番中村亨です。適用外申請4番について報告します。現在、平らになっていますが、津波による瓦礫を撤去しただけで、その際に農地がなくなり、重機により踏み固められた状態です。面積的にも狭く、農地に復旧するのは困難であると見てきました。以上です。

適用外申請5番について報告いたします。水田への通いに使っていたところだそうです。現在は水田部分は道路の法面になってしまい、耕作している状況です。農地に利用できそうもないという状況でしたので、復旧は困難であるというふうに見てとれました。報告は以上です。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第2号4番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第2号4番について本委員会において願いのとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第2号4番は本委員会において願いのとおり決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第2号5番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第2号5番について本委員会において願いのとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第2号5番は本委員会において願いのとおり決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第5、議案第3号大船渡農業振興地域整備計画の変更についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いするわけですが、農林課の佐々木主事に出席をいただいておりますので、事務局説明の後、農林課の佐々木主事から大船渡農業振興地域整備計画の変更に係る経緯を含めまして説明をお願いいたします。初めに事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐(細谷真実君) 6ページをお開きください。議案第3号大船渡農業振興地域整備計画の変更について。農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項の規定に基づいて定めた大船渡農業振興地域整備計画を別冊のとおり変更することについて、同法施行規則第3条の2の規定により大船渡市長から意見を求められたので、本委員会の会議に付し意見を決定するものです。

次のページに大船渡市よりの依頼書が添付してあります。内容については別冊としております。別冊の後ろには特に農用地利用計画のうち転用を要する申請一覧を除外一覧として添付しております。全体の変更の説明の後、個々の申請につきまして農地法の申請に倣いまして、各委員さん等から現地の状況について説明をいただき、あわせて全ての変更案について意見をお願いしたいと思っております。

○農林課主事(佐々木智紘君) 農林課の佐々木です。よろしく申し上げます。それでは別冊の資料として渡されていると思います変更内容という赤いレックスシールが貼ってある資料と、あとは青いレックスシールが貼ってある大船渡農業振興地域整備計画書(案)というこちらの資料を使ってご説明をさせていただきたいと思っております。なおですね、初めに資料の訂正がございます。資料の変更内容、赤いレックスの方のローマ数字のIの次に、農用地利用計画の(1)の内訳というところがあるんですけども、そちらの中で消防屯所建設1件(267㎡)と記載があるんですけども、この案件については農地転用を伴う案件ではないため、今回、議案内容には含まれておりません。そのため内訳の中からこれについては削除になります。もう一度申し上げます。消防屯所建設1件、267㎡、内訳の中にございますけれども、こちらの方は削除をお願いしたいと思います。また、これに伴い件数についても計9件、面積計が2万5,545㎡に変更となります。たいへん申し訳ございませんでした。

それでは説明に移りたいと思っております。まず1、大船渡農業振興地域整備計画書について説明をしたいと思っております。平成30年度大船渡農業振興地域整備計画の定期見直しに伴いまして、大船渡農業振興地域整備計画書の内容について追加記載ですとか、あとは数値の変更等を行なった項目について第1から順に説明をしたいと思っております。まず計画書をお開きいただきまして1ページ、こちらから第1、農用地利用計画という項目で始まっているんですけども、こちらから説明したいと思います。説明にあたっては主な変更内容のみ説明をしたいと思っております。まず1、土地利用区分の方向について、転作面積等、新しい数字に更新している部分がございます。また農用地利用計画の変更申し出、農振除外申し出と、農業委員会から農地法の適用外証明、非農地通知書が交付された土地については定期除外案件として農用地区域から除外をする予定です。

それではですね、ページ移りまして9ページの方をお開きいただきしたいと思います。続いて第2、農業生産基盤の整備開発計画についてですけども、こちらは1番、農業生産基盤の整備及び開発の方向では、東日本大震災により被災した農地、農業用施設について

農地災害復旧事業や復興計画総合整備事業により、県が事業主体となり復旧整備を進めた場所が 42ha であるため、その旨を記載しております。

続きまして 2 番、森林の整備、その他林業の振興との関連では、行政区域面積や森林面積等が更新されています。また現時点で今後 5 年間、新たな事業等導入予定がないため、新たな計画については記載してございません。

続きまして 11 ページの方に移ります。第 3、農業用地等の保全計画。こちらの 1 番農用地等の保全の方向ですけれども、鳥獣被害や震災を契機とした離農者の増加により、耕作放棄地が増加していること。また日本型直接支払い制度の実施等により適正な農業委員会活動を開始し、既存農地の機能低下の防止や耕作放棄地の復旧に積極的に取り組む内容で記載をしております。

続きまして 3 番、農用地等の保全のための活動についてですけれども、こちらでは急傾斜の農地など、農業生産条件の不利な地域に対して市基本方針に基づき農地の多面的機能を計画的に発揮させるため、集落協定に基づいた農業生産活動の計画的な支援を行うことにより耕作放棄地の発生を防止し、農地の保全に努めること。また担い手への利用集積の促進や地域ぐるみで鳥獣被害対策を実施するという内容をこちらの方には記載しております。

続きまして 12 ページの方に移ります。第 4、農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画について説明をしたいと思います。こちら 1 番、農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方法の(2)番、農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向において、農地中間管理機構が行なっている農地中間管理事業を活用し、農地コーディネーターや農地利用最適化推進委員などが中心となって、農地の貸し手と受け手の情報を適切に把握し、利用者を適切に結びつけることにより、農地の集積を図る旨を記載しております。また主な内容につきまして、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想と同じ内容としております。

続きまして 15 ページの方に移ります。第 5、農業近代化施設の整備計画。こちらの 1 番、農業近代化施設の整備の方向に関してですけれども、こちらの(カ)原木しいたけ及び菌床しいたけについては放射能の影響により原木等の生産施設の確保や放射性汚染物質への対策が必要となっていることから、各種補助事業を活用し生産の再開及び拡大に取り組む生産者に対して支援を行う旨を記載しております。

また 16 ページに移りますけれども、こちらの方には市内各地区における農業近代化施設の整備の方向が示されております。この中で特に吉浜地区においては、復旧は総合整備事業による農地復旧にあわせて圃場制度等を行うとともに、農地中間管理事業を活用して担い手農家への農地の集約化を図ったことを記載して、その他の地区においては津波の被災により農地が被災したことや、一部農地が宅地転用に供されたこと等について記載しております。

続きまして 17 ページに移りますけれども、2 番、農業近代化計画施設整備については、こちらの方は今後 5 年間は農業近代化施設を整備する計画が今のところないため、新たな計画については記載をしておりません。

続きまして 18 ページの方に移ります。第 6、農業を担うべきものの育成確保施設の整備計画。こちらの方は 1 番、農業を担うべきものの育成確保施設の整備の方向については、本市の平成 17 年と平成 27 年の農業就農人口について記載をしております。また新規就農者の確保について地域の農業マスタープランですとか認定農業者の育成目標等を勘案し、最低毎年人を達成できるよう対策を実施することとしております。なお農業就労者育成の確保計画については、今後 5 年間、施設の整備の予定がないことから、新たな計画については記載しておりません。

続きまして 19 ページの方に移ります。第 7、農業従事者の安定的な就業の促進計画。こちらの 1 番、農業従事者の安定的な就業の促進の目標では、農業従事者の安定的な就労に係る指標によって、産業別就業人口の記載をしております。

続きましてページ移りまして 20 ページ、2 番ですけれども、農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策。こちらでは岩手県農業経営相談センターを活用し、農業経営の規模拡大や法人化、円滑な経営継承などの農業者の経営課題に専門家と連携して支援するとしております。3 番の農業従事者就労促進施設については、今後 5 年間において現在施設整備の計画がないことから、新たな計画については記載しておりません。

続いて 21 ページに移ります。こちらの生活環境施設の整備計画ですけれども、1 番、生活環境施設の整備の目標では、大船渡市総合計画基本構想を元に生活環境施設の整備の目標として安全性等 4 項目を記載してしております。そしてページ移りまして 22 ページ。こちらの 2 番、生活環境施設整備計画では、農業委員会において施設の整備計画の予定はないことから、具体的な計画については記載しておりません。

それでは計画書自体の変更点の説明については以上になりますけれども、また別の資料をですね、除外一覧という青いレックスが付いた資料があると思いますので、そちらの方をご覧いただきたいと思います。今回、農振除外の申し出については計 9 件、面積の計でいうと 2 万 5,445 m²分がありますけれども、そちらについて説明をさせていただきたいと思います。1 番が植林用地整備案件、2 番、3 番、4 番が一般個人住宅建設案件、5 番が漁業用資材置場整備案件、6 番が製材倉庫建設及び木材置場整備案件、7 番が小型風力発電施設等整備案件、8 番が自家用車駐車場整備案件、9 番が太陽光パネル発電整備案件となっております。それでは各申し出について説明をしたいと思います。1 番は除外理由は植樹用地整備のためであります。2 番は除外理由は一般住宅建設のためであります。3 番、除外理由は一般個人住宅建設のためであります。4 番は除外理由は一般住宅建設のためであります。5 番は除外理由は漁業用資材置場整備のためであります。6 番は除外理由は製材倉庫建設及び木材置場整備のためであります。なお当該地については既に製材倉庫建設

及び木材置場として整備をされているため、始末書の方を徴しております。7番は除外理由は小型風力発電設備等建設のためであります。8番は除外理由は自家用車駐車場整備のためであります。9番、除外理由は太陽光発電パネル整備のためであります。農振除外については申し出については以上となります。

それでは最後にですね、別冊資料の赤いレックスの編入資料とある資料をお開きいただきたいと思います。今回、農振農用地区域に新たに編入をしたいという申し出が計10筆ございました。編入理由はいずれも日本型直接支払い制度（多面的機能支払交付金）の対象農用地としたいためとなっております。

それでは変更内容について説明は以上となりますけれども、当該計画の変更については農業委員会の他、大船渡市農協や森林組合にも意見聴取を行っており、農業委員会と同様に1月31日、今月末を期限として回答を聴する予定としておりますので、今後、軽微な文言訂正等が生じる場合もありますので、その点はご了承くださいと思います。以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

○議長(菊地英浩君) 次に農業振興地域整備計画の変更のうち農用地利用計画の編入により農用地域から除外されることとなる土地の現況について、担当の農業委員並びに推進委員から申請地の現況について説明をお願いします。初めに大船渡地区末崎地域尾形正男推進委員からお願いします。

○大船渡地区末崎地域推進委員(尾形正男君) 推進委員の尾形です。議案第3号1番について報告いたします。1箇所は申請者の自宅の隣に四つの地番の土地があります。そして道路を挟んだ斜め向いにもう1箇所の土地があり、いずれも傾斜地の土地で、段差のついているところもあります。1月20日午前10時頃に申請者に会って話を伺い、現地の確認を行いました。それぞれの畑はリンゴやナシを植えてあるところ、またユズが植えてあるところ、あと山菜が植えてあるところがあり、いずれも管理されておりました。申請した理由としては、年齢とともに体力が衰え農作業が大変になったこと。それからリンゴやナシは脚立に乗ったり薬剤散布があつたりして、維持管理が難しくなったことなどのため、山林にはしないけれども、維持管理しやすい樹木を植栽したいということでした。ただ、何を植えるかはまだ決まっていないとのこと。今回の申請地は北側に2軒の古い壊れかけた小屋があり、それ以外は山林と畑、そして道路に囲まれ、元々リンゴやナシなどの樹木を植えていたので、整備計画変更による近隣への影響はないと思われまふ。以上で報告を終わります。

○議長(菊地英浩君) 次に9番熊谷玲子農業委員からお願いします。

○9番(熊谷玲子君) 9番熊谷です。農振除外2番についての調査報告をいたします。20日午前11時、現地確認をし、その後に所有者宅を訪問しましたが、家族中が風邪をひいているため都合が悪いということで、後日23日午前10時、再度訪問し、所有者の娘婿の方に申請に至った経緯について聞き取りをいたしました。現地はきれいに整地されてあり

ました。周囲は北側、東側は荒廢の進んだ農地、南西方向は緩やかな傾斜地に耕作農地が点在してあり、たいへん日当たりの良い高台です。この申請地は28年8月に5条案件で一時転用で申請されたところです。聞き取りの内容を報告いたします。東日本大震災で家屋が全壊し、震災当時は親戚の家を転々と移り住み、それも長く続けられなくなって、全壊した家を修理して何とか住めるようにはしたのですが、地震がくる度に高齢の両親を連れて逃げることに考えるようになり、今回の申請した場所に高台移転を考えたところ、防災道路がちょうど申請地の真ん中を通るとのことで、残地にでも建てられたらいいかなという気もしていたところ、2年半経った時には事情が二転三転し、最終的には防災道路から外れていて、そうしているところに28年8月に、工事用の土捨場仮置場として5条申請が提出され、昨年2月の大船渡広報で、農振地区からの除外申請は2年に一度しかできないと知り、昨年の5月に申請し今回に至ったということでした。両親がおり、1日も早く自宅を再建したいのですが、5年半も何もできないまま現在に至ってしまったことは、かなり悔やまれておりました。震災から8年も経ってしまい、家の修理に国からの補助金を使ってしまい、お金の心配もありますが、まずは宅地申請してから始めていきますということで、防災道路舗装される前に、まずは水道を引いてしまいたいということでした。生活排水も側溝があるから大丈夫と言っておりました。家を建てることよっての耕作地への影響の日陰による影響もなく、心配ないと思われます。農業委員会の事務所にも何回か足を運び、細谷補佐からいろいろアドバイスも受けられたと話しておりました。以上で報告を終わります。

○議長（菊地英浩君） 次に7番藤原重信農業委員からお願いします。

○7番（藤原重信君） 7番藤原でございます。それでは除外の申請のあった2箇所についての報告をしたいと思ひます。3番の方でございますが、現地確認を1月20日に所有者宅を訪問をして、いろいろお聞きいたしました。申請地の北と東側が山林、南側は所有者の自宅、西側は線路があります。どちらの農地も草地になっていて、きれいに草刈りをして管理をされております。この場所に所有者の娘さん家族が帰ってきて住宅を建てたいということになり、所有者が土地を提供することにしたということでございます。排水などは所有者宅の排水路を共有することですし、既に建設予定地には、白いテープが目印に貼っておりました。以上でございます。

それから4番の方でございますが、同じく1月20日に所有者宅を訪問し、いろいろお話しを伺いました。現況は約30年前から草地として利用されているようでございます。申請地の北側は民家の宅地、東側は水田がございます。西側は国道。そして南側には民家がございます。この地域は震災後、建設関連会社の施設ができたり宅地が変わったりと、農地の利用に変化が出てきている地域になってきております。この度、アパート住まいをしている所有者の三男に、土地があるので自宅を新築してはどうかという話をしたところ、話がまとまったとのことございました。後で物置でも建てたくなることあるのではと思

い、ここ一帯を申請したということでございました。どちらの土地についても他にいろいろな影響が出ることは考えにくいなど、悪い影響が出てくることは考えにくいなどというふう
に判断してまいりました。よろしく申し上げます。以上であります。

○議長（菊地英浩君） 次に4番中村亨農業委員から申し上げます。

○4番（中村亨君） 4番中村亨です。農振除外申請5番について報告いたします。数十年耕作されていない畑で、申請人から電話でお話を伺いましたところ、別のところにある漁業資材をこの場所に移して利用したいとのことでした。

6番について報告します。現在の建物の前の方の耕作されていない土地に、業務拡大に伴い製材倉庫及び木材置場として利用したいと、電話で聞くことができました。

7番について報告します。1月23日に所有者宅を訪問して、ご主人からお話を聞くことができました。現在は背の低いススキが刈られずに残っているという状態でした。以前使用を許可していたそうですので、時々管理の手が届いていたのかなという感じを受けました。今後も農地としての利用の予定はたたないので、この際、小型風力発電設備の建設地として利用したいということでした。

8番について報告します。お話を聞いたところ、震災後の復興住宅地建設のために発掘調査が行われた場所で、でこぼこの状態で返されてしまい、ようやく表面は平らにしてもらったんですが、畑に戻せるような状態ではなく、そのまま駐車場として利用したいということでした。

9番について報告します。所有者よりお話を聞きましたが、30数年前より耕作をやめていた土地で、今回、震災復興工事に伴い、工事事務所に現場事務所及び宿舎として使用させていましたが、整地して返してもらいましたが、自分の年齢のこともあり、土質的にも農地に戻せるようなものではなく、太陽光発電パネルの設置場所として利用したいということでした。以上です。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第3号について質疑やこの案件に係る発言を許しますが、何かございませんか。3番古内さん。

○3番（古内嘉博君） 除外の関係で一つ確認したいんですけども、1番なんですけど、今、リンゴとか果樹にしているところを将来はやめて、果樹以外のものを植えるということでもいいですか。

○農林課主事（佐々木智紘君） はい、そうです。

○3番（古内嘉博君） 果樹は園芸、果樹は農業の部類になると思うんだけど、果樹以外のものとなると杉とか、そういう林業の関係の。

○農林課主事（佐々木智紘君） そうですね、杉とか松とか、そういったものを将来は考えたいというようなことでお話しになっております。

○3番（古内嘉博君） ああ、そうですか。わかりました。

○議長（菊地英浩君） その他何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菊地英浩君) 以上で質疑やこの案件に係る発言を終わり直ちに採決いたします。議案第3号について本委員会の意見を異議なしと決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(菊地英浩君) 挙手全員であります。

よって、議案第3号は本委員会において異議なしとすることに決定いたしました。

以上をもちまして本総会に付議されたすべての議案審議を終了いたしました。慎重審議を賜りましてありがとうございました。

これをもちまして第16回総会を閉会いたします。なお引き続き事務局から連絡事項がありますので、そのままお待ち願います。

午後2時27分閉会